

岡山県介護老人福祉施設入所指針の改正状況

項目	改正前	改正後	
入所申込み	入所申込書での申込み	入所申込書での申込み	
入所順位の 評価基準	要介護度・日常生活自立度	要介護度	35点
	介護者の状況	介護者の状況	25点
	待機期間	—	
	特記事項 ・認知症状による顕著な問題行動 ・医療的処置の状況 ・住居環境 ・介護サービスの利用状況等 ・虐待の有無 ・地域性 ・年齢 ・その他	介護サービスの利用状況 その他（例示） ・認知症の行動・心理症状(BPSD) ・住居環境が介護に適さない ・老健等に入所しているが、退所後も在宅生活が困難 ・当該施設併設のショートステイ利用経験がある ・地域性	20点 20点
入所 検討 委員 会	構成	施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門員等で構成	施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等を委員として、5人以上で構成
	開催	3ヶ月に1回程度	2か月に1回程度
	議事録	2年間保存。県又は市町村から求められた場合には、提出	2年間保存。岡山県又は市町村から求められた場合には提出
守秘義務	個人情報情報を漏らしてはならない	個人情報情報を漏らしてはならない	
入所者の決定	施設長が、入所順位名簿に基づき決定 ただし次の項目を勘案して、決定を調整 ・性別 ・重度認知症等による激しい行動障害	施設長が、入所順位名簿により決定 ただし、次の事項を勘案して、決定を調整 ・性別 ・認知症に対する施設の受入体制 ・医療を必要とする場合における受入体制	
特別な事由による入所	措置入所依頼があった場合には施設長の判断において入所決定することができる	次の場合には、施設長の判断により例外的に入所の決定ができる ・措置入所の場合 ・入院中の入所者の再入所が早まった場合 ・虐待、介護放棄などにより、緊急の入所申込みがあり、委員会を招集する余裕がない場合 ・在宅復帰や長期入院していた者の申込みで、再入所が妥当と認められる場合	

項目	改正前	改正後
入所辞退者の取扱い	都合により入所辞退があった場合には、一時的に入所決定を繰り下げる	入所案内をした際、申込者の都合により入所の辞退があった場合には、入所順位名簿から削除。ただし、入所申込継続の希望があれば入所順位名簿から入所保留者名簿に記載する。
申込者の調査等	規定なし	入所順位名簿に記載の者について、年1回の調査を行う 調査で連絡がない等調査不能の場合は、入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿に記載
入所保留者名簿	規定なし	2年以内に再度入所希望の連絡があれば、入所順位名簿に復帰。2年以内に連絡がなければ、入所保留者名簿から削除
指針の公表	本入所指針をもとに作成した入所順位の決定方法を施設内に掲示等により公開	指針は公表 施設は、指針を掲出
指針見直し	規定なし	見直しは、岡山県、市町村及び岡山県老人福祉施設協議会で協議する
情報提供の同意と資料提出	規定なし	施設は、申込者に対し、入所申込書等の資料を、岡山県及び市町村の求めに応じて情報提供することに同意を求める また、施設は求めに応じて入所順位名簿等を提出する
助言	規定なし	岡山県及び市町村は、指針の適正な運用に必要な助言を行う
実施時期	平成15年4月1日	平成24年 4月 1日
基準の点数	規定なし	項目ごとに点数化
入所申込書等の様式	なし	あり